

# ～熊本県修学旅行補助事業について～

熊本地震等の影響により、落ち込んだ修学旅行の需要回復を図るため、熊本県内での宿泊を伴う修学旅行を取り扱う旅行会社に対して、その経費の一部を助成します。

## 1 補助対象者

熊本県外の学校が実施する、熊本県内での宿泊を伴う修学旅行を取り扱う旅行会社

※熊本県内での修学旅行を旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けている旅行会社。

## 2 補助対象期間

令和3年9月13日（月）出発分から令和4年3月18日（金）帰着分

## 3 補助要件

- (1) 熊本県外の学校が学校行事として行う修学旅行であること。
- (2) 熊本県内に住所を有する宿泊施設に1泊以上宿泊すること
- (3) 熊本県内に住所を有する観光施設等（教育プログラム、体験、食事及び土産等）を2箇所以上訪問すること。
- (4) 新規校であること※  
※過去2カ年度、修学旅行で熊本に宿泊していない学校を新規校とする。  
（別紙「新規校該当例一覧」参照）

## 4 補助金額

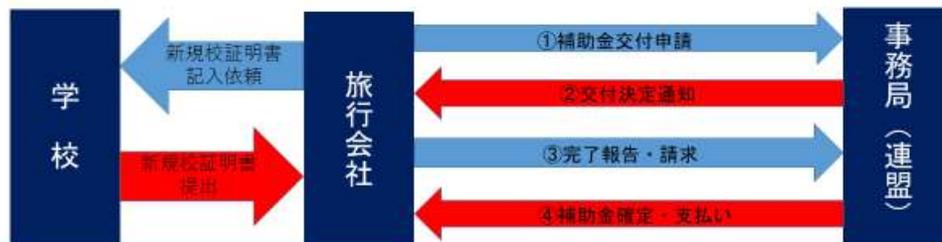
申請時に、貸切バス借上費又は宿泊費のどちらかを選択して申請する。

貸切バス借上費 50,000円/台

宿泊費 2,000円/人

※貸切バス1台あたりの費用が5万円に満たない場合は、実際に要した費用を助成

## 4 利用の流れ



### (利用の流れ)

- ① **旅行出発日の原則 2週間前**までに下記書類を事務局に提出。
  - ・補助金交付申請書
  - ・修学旅行行程表
  - ・新規校証明書
  - ・誓約書
- ② 上記申請内容を審査のうえ、申請者に交付決定通知書を送付する。
- ③ **対象旅行終了日の翌日から 2週間以内**に下記書類を事務局に提出。
  - ・完了報告書
  - ・請求書
  - ・宿泊証明書
  - ・貸切バスの台数費用が分かるもの（バス会社からの請求書写し・領収書の写し等）
- ④ 上記申請内容を精査のうえ、支援金の確定及び支払いを行う。

※詳しくは、こちらをご覧ください

熊本県教育旅行サイト

検索



公益社団法人 熊本県観光連盟

担当：坂本、山口

電話番号：096-382-2660

E-mail：yamaguchi-m@kumakanren.or.jp